

申請の手引き

流山市土砂等の埋立て等による土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

閲 覧 用

流 山 市

環境部 環境政策課

この条例は、土砂等による埋立て等を行おうとする者及び埋立事業に土地を提供する土地所有者等を対象に、必要な規制を行うことにより、埋立て等による土壌の汚染、土砂等の崩壊等による災害の発生を未然に防止し、以って市民の良好な生活環境を確保することをその目的とし、平成10年4月に制定し、同年7月1日から施行（平成16年3月改正、同年7月1日から施行）したものです。

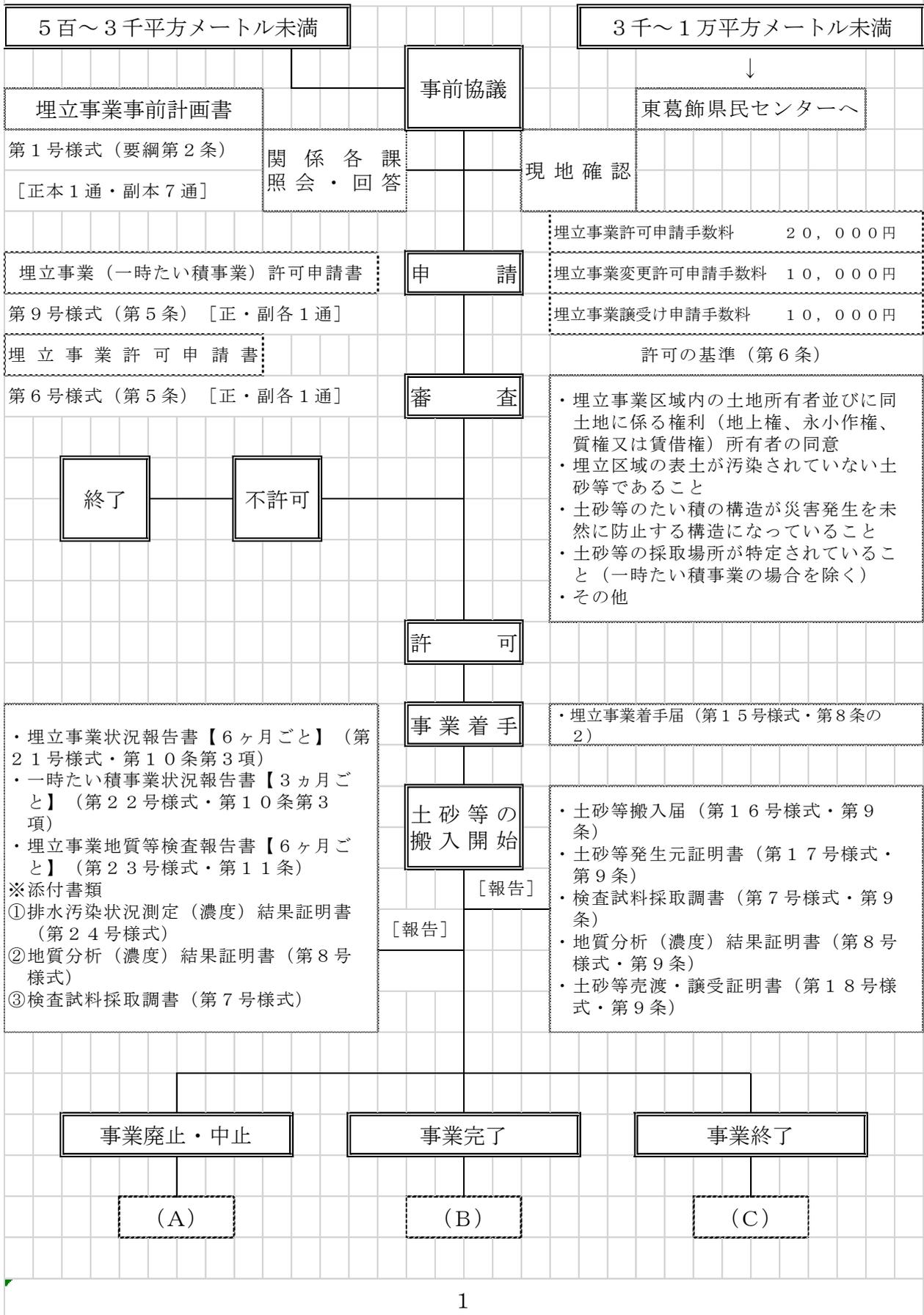
この手引きは、土砂等の埋立て等を実施される皆様に、条例の内容を理解していただくとともに、条例に基づく諸手続きに必要な書類の作成方法等を解説したものです。

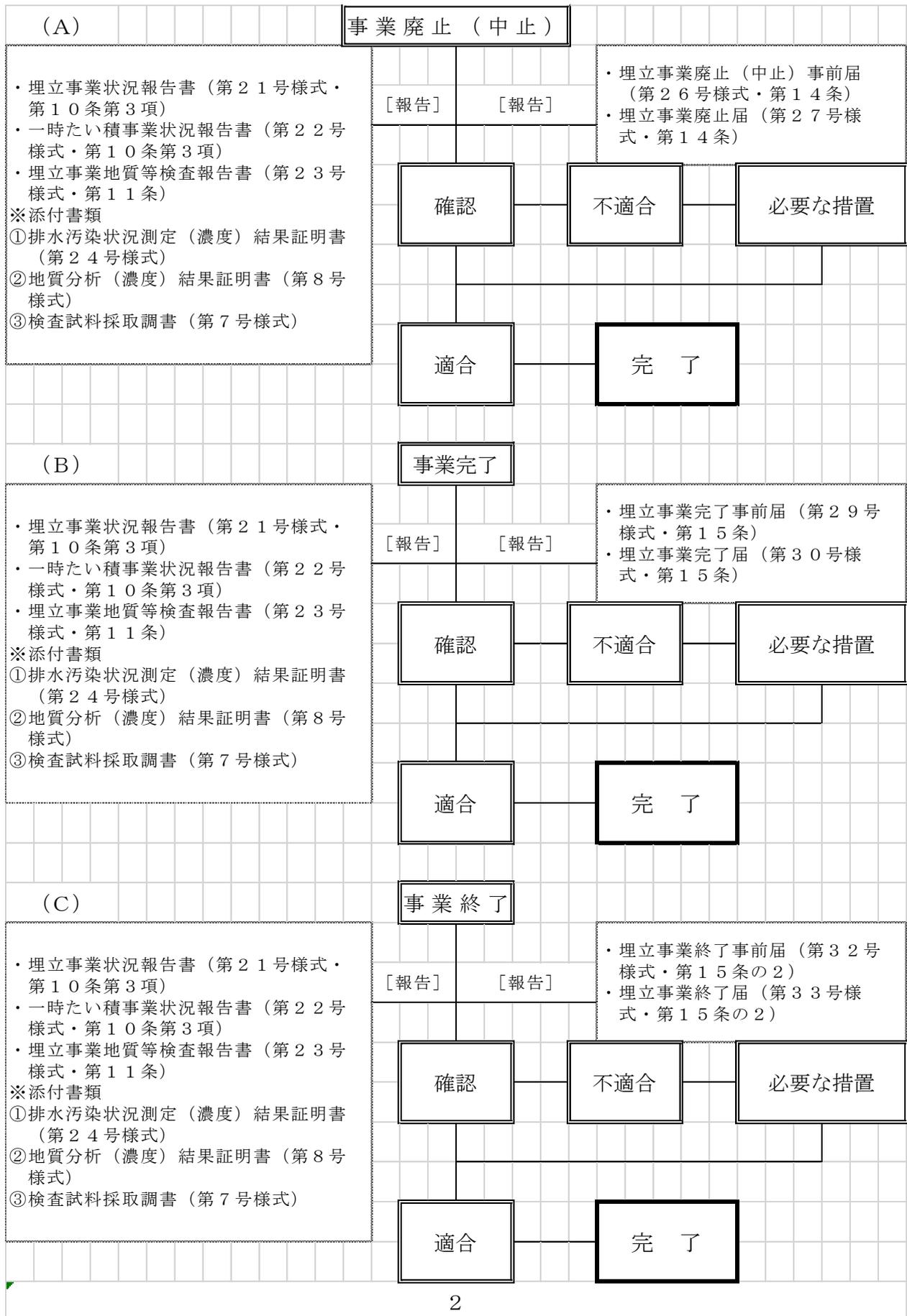
条例の趣旨を十分理解され、土砂等の埋立て等による土壌の汚染や災害の発生防止に十分留意されるようお願いいたします。

目 次

第 1 章	埋立事業フローチャート	1
第 2 章	留意事項	3
第 3 章		
	埋立区域の表土の地質検査について	7
	搬入土砂に係る地質検査について	8
第 4 章		
	別表第 1	9
	別表第 2	11
第 5 章	事前協議について	15
第 6 章	埋立事業に係る留意事項	17
第 7 章	埋立事業に係る提出書類について	25
第 8 章	一時たい積事業に係る留意事項	29
第 9 章	一時たい積事業に係る提出書類について	37

第1章 埋立事業フローチャート





第2章 留意事項

○土砂等の埋立て等に供する区域の面積が5百平方メートル以上3千平方メートル未満の埋立事業については、市条例の許可を受けなければならない。なお、3千平方メートル以上1万平方メートル未満の場合は、東葛飾県民センター・地域環境保全課（電話：047-361-4048）、1万平方メートル以上の場合は千葉県庁産業廃棄物課で確認すること。

○一時たい積事業とは、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う埋立事業をいう（→条例第5条）。

○埋立区域の面積とは、埋立事業に供する区域の面積をいい、区域外の搬入路、事務所等は含まない（→条例第2条）。

○埋立事業を実施する場合には、許可申請を行う前に「埋立事業事前計画書」（流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱（以下「指導要綱」と略す。）別記第1号様式）を提出すること（正本1通、副本7通）。

○埋立事業（一時たい積事業を除く。）の期間は3年以内とする（→条例第6条）。ただし、変更に係る申請を行った場合は、最大で1年間延長できる（→条例第7条）。

○次の場合、埋立事業（一時たい積事業の場合を除く。）の許可はしない（→条例第6条）。

- 1 申請者が措置命令を受け、必要な措置が完了していない場合
- 2 許可の取消し日から3年を経過していない場合
- 3 埋立事業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過していない場合
- 4 施工に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足る相当な理由がある場合
- 5 申請者が成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代

理人が適性を欠く場合

- 6 埋立事業に係る土地所有者の同意が得られない場合
- 7 埋立事業が3年以内に完了しないものである場合
- 8 埋立区域の表土が汚染されていない土砂等でない場合
- 9 事業が完了した場合において、土砂等のたい積構造が、構造上の基準に適合しない場合
- 10 事業に使用される土砂等の発生場所が特定していない場合
- 11 搬入計画において、許可後6月以内に土砂等の埋立て等に着手する計画になっていない場合
- 12 事業施工中において、埋立て区域以外の地域への排水の水質検査を行うための必要な措置が図られていない場合
- 13 事業施工中において、埋立区域以外の地域への土砂の崩落等災害の発生を防止するための必要な措置が図られていない場合

○次の場合にあつては、一時たい積事業の許可はしない（→**条例第6条**）。

- 1 上記1から6に該当する場合
- 2 埋立区域の表土が汚染されている場合（当該表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断され、土壌の汚染が防止されていると認められる場合にあつては、この限りではない。）
- 3 埋立区域の構造が、規則で定める構造上の基準に適合していない場合
- 4 土砂等の発生場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていない場合

○埋立区域の面積の変更に係る許可申請を行う場合、新たに埋立区域となる区域の面積について、既許可面積の2割を超えた申請はできない（→**条例第7条**）。

○埋立区域の埋蔵文化財の有無について、あらかじめ、生涯学習課に確認すること。埋蔵文化財が確認された場合は、その調査終了後でなければ申請はできない。

○埋立区域内に赤道や青道等法定外公共用財産が存在する場合は、関係各課（道路管理課・河川課）と協議すること。

○農地転用等を伴う場合は、あらかじめ、農業委員会と協議すること。

○許可申請の手数料（→**条例第24条**）。

- 1 埋立事業許可申請手数料（1件につき 20,000円）
- 2 埋立事業変更許可申請手数料（1件につき 10,000円）
- 3 埋立事業譲受け許可申請手数料（1件につき 10,000円）

○本条例に違反し、下記の行為を行った者に対して**1年以下の懲役又は100万円以下の罰金**を課する。

- 1 第4条（埋立の許可）、第7条第1項（変更の許可）又は第15条の3第1項（事業の譲受に係る許可）の規定に違反して埋立事業を行った場合
- 2 措置命令（第17条、第18条第1項、第19条第1項、第20条の3）に従わずに埋立行為等を継続した場合

○本条例に違反し、下記の行為を行った者に対して**50万円以下の罰金**を課する。

- 1 土砂等の搬入の届出を行わず、又は偽りの届出を行った場合（→**条例第9条**）
- 2 土砂等管理台帳の作成等を怠った場合（→**条例第10条**）
- 3 埋立事業状況報告書の提出等必要な報告（→**条例第10条第3項、同第11条、同第21条**）を怠り、又は偽りの報告を行った場合
- 4 土砂等管理台帳を保存しなかった場合（→**条例第20条第2項**）
- 5 立入り検査を拒む等検査を妨害した場合（→**第22条第1項**）

○本条例に違反し、下記の規定の届出をせず、又は偽りの届出を行った者に対して**30万円以下の罰金**を課する。

- 1 条例第7条第8項、同第8条の2、同第14条第3項、同第15条第3項、同第15条の2第3項、同第16条第2項
- 2 条例第20条第1項の規定に違反し、書面又は図面の写しを保存しなかった場合

第 3 章

(1) 埋立区域の表土の地質検査について

埋立区域の表土の地質検査（施行規則第 3 条第 2 項第 6 号及び同条第 5 項第 3 号）は、次に掲げる方法により行うこと（→施行規則第 3 条第 7 項）。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる埋立区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1 0 アール未満	1
1 0 アール以上 2 0 アール未満	2
2 0 アール以上 3 0 アール未満	3

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ別表第 2 に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

(2) 搬入土砂に係る地質検査について

土砂搬入後の埋立区域の地質検査（**施行規則第11条**）は、次に掲げる方法で行うこと。

- (1) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の4地点）の土壌について行うこと。
- (2) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し1試料とすること。
- (3) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ**別表第2**に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

第4章

別表第1（第3条・第6条関係）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- 3 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定による許可を要する開発行為並びに同法第31条、第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林予定森林、保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
- 4 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第33条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
- 5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
- 6 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
- 7 自然公園法（昭和32年法律第161号）第13条第3項の規定による特別地域内及び同法第14条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
- 8 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における許可を要する行為
- 9 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条の規定による許可を要する宅地造成
- 10 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項及び第58条の4第1項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為

- 11 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条及び附則第4項の規定による許可を要する開発行為
- 12 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業及び同

法第66条第1項の規定による施行区域内における許可を要する行為

- 13 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
- 14 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の1第1項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
- 15 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第5条第1項の規定による緑地保全地区内における許可を要する行為
- 16 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
- 17 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第7条第1項及び第67条第1項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
- 18 千葉県立自然公園条例（昭和35年千葉県条例第15号）第12条第1項の規定による特別地域内における許可を要する行為
- 19 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第7条第1項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業
- 20 千葉県風致地区条例（昭和45年千葉県条例第6号）第2条第1項の規定による風致地区内における許可を要する行為
- 21 千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為

別表第2（第3条・第9条・第11条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31・1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2（規格65.2.7）に定める方法
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下かつ埋立区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒 ^ひ 素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02	日本工業規格 K0125の5・

	ミリグラム以下	1、5・2、又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1・2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、又は5・3・2に定める方法
1・1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1・2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1・1・1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・1・2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1・3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5・1、5・2又は5・3・2に定める方法

セレン	検液 1 リットルにつき 0. 0 1 ミリグラム以下	規格 6 7. 2、 6 7. 3 又は 6 7. 4 に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0. 8 ミリグラム以下	規格 3 4. 1 (規格 3 4 の備考 1 を除く。) 若しくは 3 4. 4 に定める方法又は規格 3 4. 1. 1 c) に定める方法及び昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格 4 7. 1 若しくは 4 7. 3 又は 4 7. 4 に定める方法
1. 4—ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0. 0 5 ミリグラム以下	昭和 4 6 年環境庁告示第 5 9 号付表 8 に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成 3 年環境庁告示第 4 6 号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 公共事業（条例第 4 条第 1 号に規定する公共事業をいう。）のうち市長が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に市長の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒(ひ)素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液 1 リットルにつき 0. 0 3 ミリグラム、2. 4 ミリグラム及び 3 ミリグラムとする。
- 3 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。
- 5 六価クロムの項目について、規格 6 5. 2. 6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本産業規格 K 0 1 7 0—7 の 7 に定める操作を行うものとする。
- 6 1. 2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、5. 2 又は 5. 3. 1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 7 フッ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。
 - イ 規格 3 4. 4 に定める方法による測定は、妨害となる物質として物質としてハロゲン化合物又はハロゲン水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、

蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

ロ 規格34.1.1C) に定める方法にあつては、注(2)第3文及び規格34の備考1を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができるものとする。

第5章 事前協議について

流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「条例」と略す。）に基づく埋立事業の許可申請を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、埋立事業事前計画書（指導要綱別記第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて提出（正本1通、副本7通。ただし副本は複写したものも可）すること。

- ①埋立区域の位置図（縮尺25,000分の1程度のもの）
- ②埋立区域の付近の見取図（縮尺2,500分の1程度のもの）
- ③埋立区域の公図（法務局備え付けによる縮尺のもの）
- ④埋立区域の施工前及び施工後の埋立区域の構造が判明できる平面図及び断面図（縮尺250分の1から500分の1程度のもの）
- ⑤土量計算書（平面図等への記載も可）
- ⑥土砂等の搬入計画に関する書面
- ⑦土砂等搬入経路図（流山市外からのルートがわかるものと、市内のものを添付すること）
- ⑧埋立区域内土地使用同意書（流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「施行規則」と略す。）別記第3号様式）
- ⑨指導要綱第3条に基づく説明を行なった者の一覧表

事業者は埋立区域内の土地所有者及び権利を有する者に対し、次に掲げる事項を説明した上で同意書を取得すること。

- ①埋立事業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- ②埋立区域の位置及び面積
- ③現場事務所を置く場合の設置計画並びに現場責任者の氏名及び職名
- ④埋立区域の表土の地質の状況（当該表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合には、その構造）
- ⑤埋立事業に使用される土砂等の量

- ⑥埋立事業に期間
- ⑦埋立事業が完了した場合の構造（一時たい積事業の場合は、埋立事業に供する施設及び土砂等のたい積の構造
- ⑧埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項（一時たい積事業の場合は、年間の埋立事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量並びにその予定搬出先）
- ⑨埋立事業が施工されている間において、埋立区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
- ⑩埋立事業が施工されている間において、埋立区域以外の地域への当該埋立事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- ⑪一時たい積事業に使用される土砂等について、当該土砂等が発生し、又は採取された場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置
- ⑫土地所有者の義務及び土地所有者に対する措置命令に関する事項
- ⑬その他埋立区域周辺の環境保全上の留意点

第6章 埋立事業に係る留意事項

○ (1) 許可申請時

事業者は、埋立事業許可申請書（**第6号様式**）に条例第5条第1項に掲げる事項を記載の上、次に掲げる関係書類を添えて提出すること（**正・副各1通**）。

- ①住民票の写し（申請人が法人の場合は、法人登記簿謄本）
- ②申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- ③埋立区域の位置図及び付近の見取図
- ④埋立区域の平面図及び断面図（埋立事業の施工前後の構造が確認できるもの）
- ⑤埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ⑥埋立区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの**検査試料採取調書（第7号様式）**及び**地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）**
- ⑦埋立事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- ⑧土質試験等に基づく埋立事業の構造の安定計算を行なった場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書
- ⑨擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図並びに構造計算書
- ⑩鉄筋コンクリート造または無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- ⑪埋立事業の施工方法及び工程、施工に係る組織その他市長が指示する事項を記載した埋立事業施工計画書
- ⑫埋立事業が**別表第1**に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- ⑬埋立事業が施工されている間において、埋立区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために必要な措置をした場合にあっては、その内容を記載した書類又は図面

⑭現場責任者であることを証する書面

⑮埋立区域内土地使用同意書（第3号様式）及び埋立区域内施工同意書（第5号様式）

○ （2）変更許可申請時

埋立事業の許可を受けた者が、申請事項の変更をしようとするときは、許可申請時と同様に当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者に対し変更内容に係る説明を行い、その同意を得るとともに、**埋立事業変更許可申請書（第11号様式）**に条例第7条第3項に掲げる事項を記載の上、施行規則第3条第2項各号（**第15号を除く**）を添えて提出（正・副各1通）すること。

次に掲げる軽微な変更の場合は、変更許可に係る申請は必要ないものとする。ただし、**埋立事業軽微変更届（第12号様式）**により関係書類を添えて届け出ること。また、埋立事業に係る土地所有者に対して**埋立事業軽微変更通知書（第13号様式）**により通知すること。

①氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更

②法定代理人の氏名または住所の変更

③現場責任者の氏名又は職名の変更

④埋立事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る）

⑤埋立事業に使用される土砂等の搬入計画の変更

⑥埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、埋立区域内に設けた排水施設又は埋立区域外の設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る）

埋立事業の期間の変更については、埋立事業の期間が満了する日から1年を超えて申請することはできない。また、埋立区域の面積の変更については、既許可面積の2割を超えた申請はできない。

○ (3) 埋立事業着手時

条例第4条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立てに着手したときは、着手した日から起算して7日以内に埋立事業着手届（第15号様式）により届け出ること（→条例第8条の2）。

○ (4) 土砂搬入時

条例第4条の許可を受けた者は、土砂等の搬入量が5千立方メートルまでごとに次に掲げる書類を提出すること。

- ①土砂等搬入届（第16号様式）
- ②土砂等発生元証明書（第17号様式）
- ③搬入土砂等に係る検査資料採取調書（第7号様式）
- ④搬入土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）

※次のいずれかのケースに該当する場合は上記③及び④の書類の添付を省略することができる。

- ①公共事業により発生し、又は採取された土砂等であって、当該土砂等が汚染されていないことについて事前に市長の承認を受けたものである場合
- ②法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂であって、そのことを証明する書類（土砂等売渡・譲渡証明書）（第18号様式）が添付された場合
- ③他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所（土砂等の発生元が明確に区分けされているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂であって、そのことを証明する書類が添付された場合
- ④土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合

○ (5) 土砂等管理台帳

条例第4条の許可を受けた者は、発生場所ごとに、土砂等管理台帳（第19号様式）を作成し、1年ごと（毎年3月末日を以って）に閉鎖すること。

土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における記入事項の記載を終了すること（→条例第10条）。

○ (6) 土砂等の量等の報告

埋立事業を開始した日から6ヶ月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（注）に、土砂等管理台帳の写しを添付して、埋立事業状況報告書（第21号様式）により報告すること。

（注）埋立事業を中止しようとする場合（中止の期間が2ヶ月以上に亘る場合に限る。）は、中止をしようとする期間の開始日から1週間以内に上記の報告をすること。

当該事業を廃止し、完了し、又は終了したときは、各規定に基づく届出時に上記の報告をすること（→施行規則第10条）。

○ (7) 地質検査等の報告

条例第4条の許可を受けた者は、埋立事業を開始した日から6ヶ月ごとに地質検査及び当該埋立区域以外の地域への排水の水質検査を行うこと。また、その結果報告は、埋立事業を開始した日から6ヶ月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内に埋立事業地質等検査報告書（第23号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して提出すること（注）。

① 検体採取場所の分かる図面及び現場写真

② 検査資料採取調書（第 7 号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第 8 号様式）

③ 検査資料採取調書（第 7 号様式）及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第 24 号様式）

（注）廃止の届出、完了の届出又は終了の届出を行った場合にあつては、市職員の立会いの上、市長が指定する期日を以って対応すること（→施行規則第 11 条）。

○ （ 8 ） 関係書類等の縦覧

条例第 4 条の許可を受けた者は、市が指定する場所において、当該許可に係る埋立事業が施工されている間、市に提出した書類及び図面の写し並びに土砂等管理台帳を近隣住民や、埋立事業について利害関係を有する者の縦覧に供すること（→条例第 12 条）。

○ （ 9 ） 標識の掲示

条例第 4 条の許可を受けた者は、埋立区域内の公衆の見やすい場所に、許可に係る事業が施工されている間、**標識（第 25 号様式）**を掲げること。また、同条の許可を受けた者は、埋立区域とそれ以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行うこと（→条例第 13 条）。

○ （ 10 ） 埋立事業の廃止等

条例第 4 条の許可を受けた者は、埋立事業の廃止、又は中止（中止をしようとする期間が 2 ヶ月未満の場合は対象外。）しようとするときは、あらかじめ、**埋立事業廃止（中止）事前届（第 26 号様式）**により届け出るとともに、必要な措置を講じた上で、当該埋立事業の廃止をし、又は中止すること（→条例第 14 条、施行規則第 13 条）。

埋立事業の廃止をしたときは、**埋立事業廃止届（第 27 号様式）**を提出すること（→条例第 14 条、施行規則第 13 条）。

○ (1 1) 埋立事業の完了等

条例第 4 条の許可を受けた者は、事業が完了する 1 ヶ月前の日までに、事業が完了するまでの行程表等の添付書類を準備し、埋立事業完了事前届（第 2 9 号様式）を提出すること（→条例第 1 5 条、施行規則第 1 4 条）。

埋立事業を完了したときは、埋立事業完了届（第 3 0 号様式）を提出すること（→条例第 1 5 条、施行規則第 1 4 条）。

○ (1 2) 埋立事業の終了等

条例第 4 条の許可を受けた者は、埋立事業の期間が満了する日までに事業の完了が見込めないときは、事業完了日の 1 ヶ月前の日までに、埋立事業終了事前届（第 3 2 号様式）により届け出るとともに、必要な措置を講じた上で、事業期間が満了する日までに事業を終了すること（→条例第 1 5 条の 2、施行規則第 1 4 条の 2）。

埋立事業を終了したときは、埋立事業終了届（第 3 3 号様式）を提出すること（→条例第 1 5 条の 2、施行規則第 1 4 条の 2）。

○ (1 3) 許可事業の譲受け等

条例第 4 条の許可を受けた者から許可にかかる埋立事業の全部を譲り受けようとする者は、埋立事業に係る関係土地所有者に対する説明及び同意書を取得するとともに、埋立事業譲受け許可申請書（第 3 5 号様式）に次の書類を添付して提出すること（→条例第 1 5 条の 3、施行規則第 1 4 条の 3）。

- ① 住民票の写し（申請人が法人の場合は法人登記簿謄本）
- ② 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- ③ 埋立区域の位置図及び付近の見取図

④現場責任者であることを証する書面

ただし、申請者が措置命令等を受けた者であって、未だ必要な措置を完了していない場合は、当該許可申請はできない。

○ (14) 許可事業に係る相続等

正当な手続きを踏んで条例第4条の許可を受けた者からその権限を相続した者は、本条例の規定による地位を承継するものとする。この場合、その地位を承継した者は、**埋立事業相続等届（第36号様式）**に承継を証する書面を添えて提出すること。また、埋立事業に係る関係土地所有者に対して**埋立事業相続等通知書（第37号様式）**により通知すること（→条例第16条、施行規則第15条）。

○ (15) 関係書類の保存

条例第4条の許可を受けた者は、当該埋立事業に関しこの条例の規定により市に提出した書類及び図面の写しを下記の日から**3年間保存**すること（→条例第20条）。

- ①廃止の届出をした日（→条例第14条第3項）
- ②完了の届出をした日（→条例第15条第3項）
- ③終了の届出をした日（→条例第15条の2第3項）
- ④許可の取消しの通知を受けた日（→条例第18条第1項）

条例第4条の許可を受けた者は、**土砂等管理台帳（→条例第10条）**をその閉鎖後**3年間保存**すること。

○ (16) 埋立事業に係る土地所有者の義務

土地の所有者は、埋立事業に係る同意をしようとするときは、当該埋立事業が完了した後の土地の利用計画等を十分踏まえた上で、次に掲げ

る事項を確認すること（→条例第20条の2、施行規則第15条の2）。

- ①氏名、住所、名称、所在地、代表者の氏名
- ②埋立区域の位置、面積
- ③埋立区域の表土の地質の状況
- ④使用される土砂等の量、搬入期間
- ⑤完了時の埋立区域の構造
- ⑥搬入土砂の採取場所、搬入予定量、搬入計画に係る事項
- ⑦事業施工期間において、施工区域外への排水の水質検査を行うための必要な措置
- ⑧事業施工期間において、施工区域外への土砂等の流出等災害を防止するための必要な措置

なお、土地所有者は毎月1回以上施工状況等を把握するための行動をとること。

第7章 埋立事業に係る提出書類について

事前協議時

- 埋立事業事前計画書（要綱第1号様式）
- 埋立区域内土地使用同意書（第3号様式）
- 埋立事業事前計画（変更計画）内容変更届（要綱第3号様式）

※「埋立事業事前計画（変更計画）内容変更届」は、事前計画書又は変更計画書の記載内容に変更があった場合に限る。

申請時

- 埋立事業許可申請書（第6号様式）
- 別紙埋立事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項
- 埋立区域内土地使用同意書（第3号様式）
- 埋立区域内施工同意書（第5号様式）
- 別紙土砂等搬入計画書
- 検査試料採取調書（第7号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）

※「埋立区域内土地使用同意書」は、事前協議提出時のものを複写したのもも可とする。

申請内容変更時

- 埋立事業変更計画書（要綱第2号様式）
- 埋立事業変更許可申請書（第11号様式）
- 埋立区域内土地使用同意書（第3号様式）
- 埋立事業軽微変更届（第12号様式）
- 埋立事業軽微変更通知書（第13号様式）

※「埋立事業軽微変更届」は、施行規則第7条第1項で定める軽微な変更該当する場合に限る。

※「埋立事業軽微変更通知書」は、事業者が当該埋立事業に関し同意を得た関係土地所有者に対して通知を行う際に用いること。

事業着手時

埋立事業着手届（第15号様式）

土砂搬入時

- 土砂等搬入届（第16号様式）
- 土砂等発生元証明書（第17号様式）
- 検査試料採取調書（第7号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）
- 土砂等売渡・譲渡証明書（第18号様式）

※「検査試料採取調書」及び「地質分析（濃度）結果証明書」は、「土砂等売渡・譲渡証明書」の提出により省略しても構わない。

事業継続時（土砂等の量等の報告）

埋立事業状況報告書（第21号様式）

※埋立事業期間が6ヶ月を超えない場合は、上記報告書単独での提出の必要はない。

事業継続時（地質検査等の報告）

- 埋立事業地質等検査報告書（第23号様式）
- 検査試料採取調書（第7号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）
- 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第24号様式）

※埋立事業期間が6ヶ月を超えない場合は、上記報告書単独での提出の必要はない。

事業継続時（標識の掲示）

埋立事業に関する標識（第25号様式）

事業廃止時

- 埋立事業廃止（中止）事前届（第26号様式）
- 別紙埋立事業工程表
- 埋立事業廃止届（第27号様式）
- 埋立事業状況報告書（第21号様式）
- 埋立事業地質等検査報告書（第23号様式）
- 検査試料採取調書（第7号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）
- 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第24号様式）

事業完了時

- 埋立事業完了事前届（第29号様式）
- 別紙埋立事業工程表
- 埋立事業完了届（第30号様式）
- 埋立事業状況報告書（第21号様式）
- 埋立事業地質等検査報告書（第23号様式）
- 検査試料採取調書（第7号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）
- 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第24号様式）

事業終了時

- 埋立事業終了事前届（第32号様式）
- 別紙埋立事業工程表
- 埋立事業終了届（第33号様式）
- 埋立事業状況報告書（第21号様式）
- 埋立事業地質等検査報告書（第23号様式）
- 検査試料採取調書（第7号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）
- 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第24号様式）

※事業継続時（譲受け）

埋立事業譲受け許可申請書（第35号様式）

埋立区域内土地使用同意書（第3号様式）

※事業継続時（相続）

埋立事業相続等届（第36号様式）

埋立事業相続等通知書（第37号様式）

※「埋立事業相続等通知書」は、事業者が当該埋立事業に関し同意を得た関係土地所有者に対して通知を行う際に用いること。

土砂等管理台帳

土砂等管理台帳（第19号様式）

第 8 章 一時たい積事業に係る留意事項

○ (1) 許可申請時

事業者は、埋立事業（一時たい積事業）許可申請書（施行規則別記様式第 9 号）に条例第 5 条第 2 項に掲げる事項を記載の上、次に掲げる関係書類を添えて提出すること（正・副各 1 通）。

- ① 住民票の写し（申請人が法人の場合は、法人登記簿謄本）
- ② 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- ③ 埋立区域の位置図及び付近の見取図
- ④ 埋立区域の土地の登記簿謄本及び公図の写し
- ⑤ 埋立事業が別表第 1 に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- ⑥ 現場責任者であることを証する書面
- ⑦ 埋立区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
- ⑧ 埋立区域の表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、埋立区域に係る表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに試料ごとの検査試料採取調書（第 7 号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（施行規則第 3 条第 2 項第 6 号に掲げる書類及び図面）
- ⑨ 埋立区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る）
- ⑩ 埋立（一時たい積事業）区域内土地使用同意書（第 4 号様式）及び埋立区域内施工同意書（第 5 号様式）

○ (2) 変更許可申請時

埋立事業の許可を受けた者が、申請事項の変更をしようとするときは、許可申請時と同様に当該申請に係る埋立事業区域内の土地所有者に対し変更内容に係る説明を行い、その同意を得るとともに、埋立事業変更

許可申請書（第 1 1 号様式）に条例第 7 条第 3 項に掲げる事項を記載の上、施行規則第 3 条第 5 項各号（第 5 号を除く）を添えて提出（正・副各 1 通）すること。

次に掲げる軽微な変更の場合は、変更許可に係る申請の必要ないものとする。ただし、埋立事業軽微変更届（第 1 2 号様式）により関係書類を添えて届け出ること。また、埋立事業に係る土地所有者に対して埋立事業軽微変更通知書（第 1 3 号様式）により通知すること。

- ①氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- ②法定代理人の氏名または住所の変更
- ③現場責任者の氏名又は職名の変更
- ④埋立事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る）
- ⑤埋立事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
- ⑥埋立事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、埋立区域内に設けた排水施設又は埋立区域外の設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る）

埋立区域の面積の変更については、既許可面積の 2 割を超えた申請はできない。

○ （ 3 ） 埋立事業着手時

条例第 4 条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の一時たい積事業に着手したときは、着手した日から起算して 7 日以内に埋立事業着手届（第 1 5 号様式）により届け出ること（→条例第 8 条の 2）。

○ （ 4 ） 土砂搬入時

条例第 4 条の許可を受けた者は、土砂等の搬入量が 5 千立方メートル

までごとに次に掲げる書類を提出すること。

- ①土砂等搬入届（第16号様式）
- ②土砂等発生元証明書（第17号様式）
- ③搬入土砂等に係る検査資料採取調書（第7号様式）
- ④搬入土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）

※次のいずれかのケースに該当する場合は上記③及び④の書類の添付を省略することができる。

- ①公共事業により発生し、又は採取された土砂等であって、当該土砂等が汚染されていないことについて事前に市長の承認を受けたものである場合
- ②法令等に基づき許認可等がなされた土砂等の採取場から採取された土砂等であって、そのことを証明する書類（土砂等売渡・譲渡証明書）（第18号様式）が添付された場合
- ③他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所（土砂等の発生元が明確に区分けされているものに限る。）から発生し、又は採取された土砂等であって、そのことを証明する書類が添付された場合
- ④土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合

○ （5）土砂等管理台帳

条例第4条の許可を受けた者は、発生場所ごとに、土砂等管理台帳（第20号様式）を作成し、1年ごと（毎年3月末日を以って）に閉鎖すること。

土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における記入事項の記載を終了すること（→条例第10条）。

○ (6) 土砂等の量等の報告

一時たい積事業を開始した日から3ヶ月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（注）に、土砂等管理台帳の写しを添付して、一時たい積事業状況報告書（第22号様式）により報告すること。

（注）埋立事業を中止しようとする場合は、中止をしようとする期間の開始日から1週間以内に上記の報告をすること。

当該事業を廃止し、完了し、又は終了したときは、各規定に基づく届出時に上記の報告をすること（→施行規則第10条）。

○ (7) 地質検査等の報告

条例第4条の許可を受けた者は、一時たい積事業を開始した日から3ヶ月ごとに地質検査及び当該埋立区域以外の地域への排水の水質検査を行うこと。ただし、土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合は、地質検査を省略することができる。

上記検査の結果報告は、埋立事業を開始した日から3ヶ月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内に埋立事業地質等検査報告書（第23号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して提出すること（注）。

- ① 検体採取場所の分かる図面及び現場写真
- ② 検査資料採取調書（第7号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）
- ③ 検査資料採取調書（第7号様式）及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第24号様式）

（注）廃止の届出、完了の届出又は終了の届出を行った場合にあつては、市職員の立会いの上、市長が指定する期日を以って対応すること（→施行規則第11条）。

○ (8) 関係書類等の縦覧

条例第 4 条の許可を受けた者は、市が指定する場所において、当該許可に係る埋立事業が施工されている間、市に提出した書類及び図面の写し並びに土砂等管理台帳を近隣住民や、埋立事業について利害関係を有する者の縦覧に供すること（→条例第 1 2 条）。

○ (9) 標識の表示

条例第 4 条の許可を受けた者は、埋立区域内の公衆の見やすい場所に、許可に係る事業が施工されている間、**標識（第 2 5 号様式）**を掲げること。また、同条の許可を受けた者は、埋立区域とそれ以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行うこと（→条例第 1 3 条）。

○ (1 0) 埋立事業の廃止等

条例第 4 条の許可を受けた者は、埋立事業の廃止、又は中止（中止をしようとする期間が 2 ヶ月未満の場合は対象外。）しようとするときは、あらかじめ、**埋立事業廃止（中止）事前届（第 2 6 号様式）**により届け出るとともに、必要な措置を講じた上で、当該埋立事業の廃止をし、又は中止すること（→条例第 1 4 条、施行規則第 1 3 条）。

埋立事業の廃止をしたときは、**埋立事業廃止届（施行規則別記様式第 2 7 号）**を提出すること（→条例第 1 4 条、施行規則第 1 3 条）。

○ (1 1) 埋立事業の完了等

条例第 4 条の許可を受けた者は、**事業が完了する 1 ヶ月前の日**までに、事業が完了するまでの行程表等の添付書類を準備し、**埋立事業完了事前届（第 2 9 号様式）**を提出すること（→条例第 1 5 条、施行規則第 1 4 条）。

埋立事業を完了したときは、**埋立事業完了届（第 3 0 号様式）**を提

出すること（→条例第15条、施行規則第14条）。

○ （12）埋立事業の終了等

条例第4条の許可を受けた者は、埋立事業の期間が満了する日までに事業の完了が見込めないときは、**事業完了日の1ヶ月前の日までに、埋立事業終了事前届（第32号様式）**により届け出るとともに、必要な措置を講じた上で、事業期間が満了する日までに事業を終了すること（→条例第15条の2、施行規則第14条の2）。

埋立事業を終了したときは、**埋立事業終了届（第33号様式）**を提出すること（→条例第15条の2、施行規則第14条の2）。

○ （13）許可事業の譲受け等

条例第4条の許可を受けた者から許可に係る埋立事業の全部を譲り受けようとする者は、埋立事業に係る関係土地所有者に対する説明及び同意書を取得するとともに、**埋立事業譲受け許可申請書（第35号様式）**に次の書類を添付して提出すること（→条例第15条の3、施行規則第14条の3）。

- ①住民票の写し（申請人が法人の場合は法人登記簿謄本）
- ②申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- ③埋立区域の位置図及び付近の見取図
- ④現場責任者であることを証する書面

ただし、申請者が措置命令等を受けた者であって、未だ必要な措置を完了していない場合は、当該許可申請はできない。

○ (1 4) 許可事業に係る相続等

正当な手続きを踏んで条例第 4 条の許可を受けた者からその権限を相続した者は、本条例の規定による地位を承継するものとする。この場合、その地位を承継した者は、埋立事業相続等届（第 3 6 号様式）に承継を証する書面を添えて提出すること。また、埋立事業に係る関係土地所有者に対して埋立事業相続等通知書（第 3 7 号様式）により通知すること（→条例第 1 6 条、施行規則第 1 5 条）。

○ (1 5) 関係書類の保存

条例第 4 条の許可を受けた者は、当該埋立事業に関しこの条例の規定により市に提出した書類及び図面の写しを下記の日から 3 年間保存すること（→条例第 2 0 条）。

- ① 廃止の届出をした日（→条例第 1 4 条第 3 項）
- ② 完了の届出をした日（→条例第 1 5 条第 3 項）
- ③ 終了の届出をした日（→条例第 1 5 条の 2 第 3 項）
- ④ 許可の取消しの通知を受けた日（→条例第 1 8 条第 1 項）

条例第 4 条の許可を受けた者は、土砂等管理台帳（→条例第 1 0 条）をその閉鎖後 3 年間保存すること。

○ (1 6) 埋立事業に係る土地所有者の義務

土地の所有者は、埋立事業に係る同意をしようとするときは、当該埋立事業が完了した後の土地の利用計画等を十分踏まえた上で、次に掲げる事項を確認すること（→条例第 2 0 条の 2、施行規則第 1 5 条の 2）。

- ① 氏名、住所、名称、所在地、代表者の氏名
- ② 埋立区域の位置、面積
- ③ 埋立区域の表土の地質の状況

④使用される土砂等の量、搬入期間

⑤完了時の埋立区域の構造

なお、土地所有者は毎月1回以上施工状況等を把握するための行動をとること。

第9章 一時たい積事業に係る提出書類について

事前協議時

- 埋立事業事前計画書（要綱第1号様式）
- 埋立（一時たい積事業）区域内土地使用同意書（第4号様式）
- 埋立事業事前計画（変更計画）内容変更届（要綱第3号様式）

※「埋立事業事前計画（変更計画）内容変更届」は、事前計画書又は変更計画書の記載内容に変更があった場合に限る。

申請時

- 埋立事業（一時たい積）許可申請書（第9号様式）
- 埋立（一時たい積事業）区域内土地使用同意書（第4号様式）
- 埋立区域内施工同意書（第5号様式）
- 別紙土砂等搬入計画書
- 検査試料採取調書（第7号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）

※「埋立（一時たい積事業）区域内土地使用同意書」は、事前協議提出時のものを複写したものも可とする。

※「検査試料採取調書」及び「地質分析（濃度）結果証明書」は、表土と埋立事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合に限る。

申請内容変更時

- 埋立事業変更計画書（要綱第2号様式）
- 埋立事業変更許可申請書（第11号様式）
- 埋立（一時たい積事業）区域内土地使用同意書（第4号様式）
- 埋立事業軽微変更届（第12号様式）
- 埋立事業軽微変更通知書（第13号様式）

※「埋立事業軽微変更届」は、施行規則第7条第1項で定める軽微な変更該当する場合に限る。

※「埋立事業軽微変更通知書」は、事業者が当該埋立事業に係る同意を得た関係土地所有者に対して通知を行う際に用いること。

事業着手時

埋立事業着手届（第 1 5 号様式）

土砂搬入時

- 土砂等搬入届（第 1 6 号様式）
- 土砂等発生元証明書（第 1 7 号様式）
- 検査試料採取調書（第 7 号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第 8 号様式）
- 土砂等売渡・譲渡証明書（第 1 8 号様式）

※「検査試料採取調書」及び「地質分析（濃度）結果証明書」は、「土砂等売渡・譲渡証明書」の提出により省略しても構わない。

事業継続時（土砂等の量等の報告）

一時たい積事業状況報告書（第 2 2 号様式）

事業継続時（地質検査等の報告）

- 埋立事業地質等検査報告書（第 2 3 号様式）
- 検査試料採取調書（第 7 号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第 8 号様式）
- 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第 2 4 号様式）

事業継続時（標識の掲示）

埋立事業に関する標識（第 2 5 号様式）

事業廃止時

- 埋立事業廃止（中止）事前届（第26号様式）
- 別紙埋立事業工程表
- 埋立事業廃止届（第27号様式）
- 一時たい積事業状況報告書（第22号様式）
- 埋立事業地質等検査報告書（第23号様式）
- 検査試料採取調書（第7号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）
- 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第24号様式）

事業完了時

- 埋立事業完了事前届（第29号様式）
- 別紙埋立事業工程表
- 埋立事業完了届（第30号様式）
- 一時たい積事業状況報告書（第22号様式）
- 埋立事業地質等検査報告書（第23号様式）
- 検査試料採取調書（第7号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）
- 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第24号様式）

事業終了時

- 埋立事業終了事前届（第32号様式）
- 別紙埋立事業工程表
- 埋立事業終了届（第33号様式）
- 一時たい積事業状況報告書（第22号様式）
- 埋立事業地質等検査報告書（第23号様式）
- 検査試料採取調書（第7号様式）
- 地質分析（濃度）結果証明書（第8号様式）
- 排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（第24号様式）

※事業継続時（譲受け）

埋立事業譲受け許可申請書（第35号様式）

埋立（一時たい積事業）区域内土地使用同意書（第4号様式）

※事業継続時（相続）

埋立事業相続等届（第36号様式）

埋立事業相続等通知書（第37号様式）

※「埋立事業相続等通知書」は、事業者が当該埋立事業に関し同意を得た関係土地所有者に対して通知を行う際に用いること。

土砂等管理台帳

土砂等管理台帳（一時たい積事業用）（第20号様式）